

## 行政評価懇談会開催要領

### (開催)

第1条 本市が実施する行政評価に関し、意見を聴取するため、行政評価懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### (市民参加)

第2条 懇談会には、市民のうちから学識経験者等、7名以内の参加を求める。

### (参加期間)

第3条 懇談会に参加する期間（以下「参加期間」という。）は、参加を依頼した日から、その日の属する年度の翌年度の懇談会が終了する日までとする。  
ただし、欠員等による後任者の参加期間は、前任者の残りの参加期間とする。

### (会合及び座長)

第4条 懇談会は、本市の関係部局職員及び参加の依頼を受けた者（以下「参加者」という。）の会合とする。

2 懇談会の進行は座長が行うものとし、座長は参加者の互選により定める。

### (定足数)

第5条 懇談会は、参加者の半数以上の出席がなければ、開催しないものとする。

### (報償)

第6条 参加者への謝礼は、懇談会一回につき2,000円とし、懇談会の開催後に支払うものとする。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の議事等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する（平成27年3月2日策定）。